

小浜市告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業小浜東部地区（第1工区）に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成21年11月19日

小浜市長 松崎 晃治

## 字の区域の変更調書

次の区域を上野55号<sup>てんじんのした</sup>天神ノ下に編入する。

大字	字	地番
上野	71号 天神ノ前	23の一部 24の1の一部 24の2の一部 25の一部 26の一部 27の1から27の3までの各一部 28の一部 29の一部 30の一部 32の一部
四分一	69号 天神前	15の1の一部 25の一部 31 32の一部

次の区域を四分一48号<sup>むらなか</sup>村中に編入する。

大字	字	地番
四分一	45号 村下	20の1 20の2 21 22 23の1 23の2 33から36まで

次の区域を四分一51号<sup>むらかみ</sup>村上に編入する。

大字	字	地番
三分一	38号 三ノ田	1の1の一部 19から21までの各一部 25の一部

次の区域を四分一64号<sup>こうばいだに</sup>紅梅谷に編入する。

大字	字	地番
三分一	32号 下紅梅谷	3 4の1 4の2 5の1 5の2 6から8まで 10 11の1 11の2 12から15まで 28の一部 29 30の一部 33 34 35の一部 40の一部
四分一	66号 八陣	34の一部 36の一部

次の区域を四分一66号<sup>はちじん</sup>八陣に編入する。

大字	字	地番
上野	76号 口楠谷	1の2
四分一	64号 紅梅谷	3の一部 4の一部 6の一部 15の一部
	69号 天神前	22の一部 23の一部 25の一部
	76号 楠谷	5の3 9の2

次の区域を四分一69号<sup>てんじんまえ</sup>天神前に編入する。

大字	字	地番
上野	71号 天神ノ前	29の一部 31の2の一部 32の一部
四分一	66号 八陣	22の一部 23の一部 26の1の一部 26の2の一部 27の一部 37

次の区域を三分一32号<sup>しもこうばいだに</sup>下紅梅谷に編入する。

大字	字	地番
三分一	31号 紅梅谷	3の2
	43号 五反田	4の1の一部 4の2の一部 5の一部 6の1から6の3までの各一部 7の2の一部 8の一部 9の一部 31の一部 32の一部

次の区域を三分一38号<sup>さんのた</sup>三ノ田に編入する。

大字	字	地番
四分一	51号 村上	48の一部
三分一	51号 太良田	17の1 17の3から17の6まで

次の区域を三分一42号<sup>おおがわら</sup>大河原に編入する。

大字	字	地番
三分一	49号 岸ノ下	19の1の一部
	51号 太良田	18の一部 27から29までの各一部

次の区域を三分一 43号五反田<sup>ごたんだ</sup> に編入する。

大字	字	地番
三分一	31号 紅梅谷	4の2
門前	37号 若林	1から3までの各一部 5の1の一部 5の2の一部 6の1から6の3までの各一部 19の一部 20の一部 23の一部

次の区域を三分一 49号岸ノ下<sup>きしのした</sup> に編入する。

大字	字	地番
三分一	42号 大河原	23の2の一部 28の一部

次の区域を三分一 51号太良田<sup>たらだ</sup> に編入する。

大字	字	地番
三分一	49号 岸ノ下	19の1の一部 19の2の一部 20の一部 21の一部 22の1の一部 22の2の一部 23の一部 24の一部
	61号 広河原	10の一部 11の2一部
門前	21号 岸ノ下	1の一部 2の1の一部 2の2の一部 3の1の一部 3の2の一部 4の一部 8の一部

次の区域を三分一 61号広河原<sup>ひろがわら</sup> に編入する。

大字	字	地番
門前	30号 広河原	5の一部

次の区域を門前 21号岸ノ下<sup>きしのした</sup> に編入する。

大字	字	地番
三分一	49号 岸ノ下	23の一部 24の一部 25の一部
	61号 広河原	11の2の一部 12の一部

次の区域を門前 22号高黒<sup>たかくろ</sup> に編入する。

大字	字	地番
三分一	61号 広河原	14

次の区域を門前 26号奥ノ下<sup>おくのした</sup> に編入する。

大字	字	地番
門前	22号 高黒	26の1 27の1 28の1 29 30 37から42まで

次の区域を門前 30号広河原<sup>ひろがわら</sup> に編入する。

大字	字	地番
三分一	61号 広河原	8の1から8の3までの各一部 13の一部
門前	21号 岸ノ下	7の一部

次の区域を池河内 39号宮ノ上河原<sup>みやのかみがわら</sup> に編入する。

大字	字	地番
池河内	36号 宮ノ河原	21の1の一部 24の1 25 26 27の1
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部		